

ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部の設置について

1 設置目的

大都市圏にありながら、長年人口減少傾向が続く本市においては、本市で平成25年に策定した尼崎市総合計画（以下「総合計画」という。）において、人口減少を見据え、「人口の年齢構成バランス」、「活動人口の増」、「交流人口の増」を重視することとし、特に中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて調査研究を進めるとともに、国の地方創生の動きに併せ、平成27年に総合計画のアクションプランとして策定した尼崎版総合戦略（以下「総合戦略」という。）においても、最重要視する目標として「ファミリー世帯の定住・転入促進」を示したところである。

ファミリー世帯などの転出要因には、本市の課題が凝縮されており、それらの課題を解決し、総合計画及び総合戦略に掲げる「ひと咲きまち咲きあまがさき」を実現し、持続可能な都市を目指していくためには、特定の事業の実施ではなく、全庁横断的な検討をしていく必要があることから、「ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部」を設置する。

なお、「まち・ひと・しごと創生法」に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定をその主目的として設置していた「ひと咲きまち咲きあまがさき創生本部」については、「尼崎版総合戦略」の策定に伴い廃止し、その所掌事項は「尼崎版総合戦略」の推進を所掌する推進本部の所掌事項に包含するものとする。

2 所掌事項

- (1) 本市の総合計画及び総合戦略の策定及び推進に関すること
- (2) 本市の定住・転入促進に係る施策や課題について検討すること
- (3) その他、ひと咲きまち咲きあまがさきの実現を目指すために必要な事項に関する
こと

3 組織体制

総合計画及び総合戦略の進捗状況等を全庁で共有し、持続可能な都市のあり方を検討するため、市長を座長、副市長を副座長とし、局長級（教育長、医務監、顧問、教育次長等）の委員で構成する。

4 協議予定事項（28年度中）

- (1) 後期まちづくり基本計画策定の進め方
- (2) 「後期まちづくり基本計画」の骨格案の策定 等

以 上

ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部設置要綱

(目的)

第1条 長年人口減少傾向が続いている本市は、平成27年に尼崎市総合計画のアクションプランとして策定した尼崎版総合戦略において、最重要視する目標として「ファミリー世帯の転出超過傾向の抑制」を掲げたところであり、その転出要因である本市の様々な課題を解決し、尼崎市総合計画及び尼崎版総合戦略に掲げる「ひと咲きまち咲きあまがさき」を実現し、持続可能な都市を目指していくために、全庁横断的な検討体制が必要であることから、「ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の総合計画及び総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の定住・転入促進に係る施策や課題について検討すること。
- (3) その他「ひと咲きまち咲きあまがさき」の実現を目指すために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は市長、副座長は両副市長をもって充てる。

3 委員は、前項に規定するもののほか、教育長、局長（尼崎市事務分掌条例（昭和42年尼崎市条例第16号）第1条に規定する局及び事務局の長、医務監、消防局長、水道事業管理者、公営事業局長、議会事務局長並びに市長が特に指定する8級の職員（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の8級の職務にある者をいう。）及びこれに類する職員をいう。以下同じ）をもって組織する。

(職務)

第4条 座長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が定める順序に従いその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、推進本部に委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は必要な説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 推進本部は、これを公開する。ただし、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号に掲げる情報が審議の対象となる案件の会議については、これを公開しないことができる。

2 推進本部の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

（プロジェクトチーム）

第7条 推進本部は、所掌事務に関する具体的事項を協議し、調整するため、関係職員で構成するプロジェクトチーム等を設置できるものとする。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、企画財政局ひと咲きまち咲き推進部政策課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部設置要綱第6条第2項の規定に基づき、ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部（以下「推進本部」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び新聞記者（市政記者）席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 推進本部を傍聴しようとする者は、原則、会議の開催時刻の1時間前から30分前までに、係員に自己の氏名、住所その他必要と認める事項を記載した会議傍聴券交付申請書（別記様式）を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴申請者の数が傍聴席を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受けける者を定める。

3 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

4 推進本部開催30分前以降に新たに傍聴を希望する者は、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、報道関係者等で座長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席に入る傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、推進本部を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯してい

る者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者(座長の許可を得た者を除く。)
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 座長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、推進本部において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進本部の傍聴について必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年5月30日から施行する。